

第2部 災害予防計画（地震対策編）

第1章 災害予防計画の基本方針等

第1節 災害予防計画の基本的な考え方

日田市における地震災害から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は、大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制し、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。

主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、護岸、護岸整備等の防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の安全化（建築物及び公共施設等の安全化の確保）
- (4) 特殊災害の予防対策（危険物等）
- (5) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）
- (6) 社会資本の老朽化対策（長寿命化計画の作成・実施等）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災機関職員や市民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織の活性化
- (2) 防災教育
- (3) 防災訓練
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- (6) 帰宅困難者の安全確保
- (7) 市民運動の展開

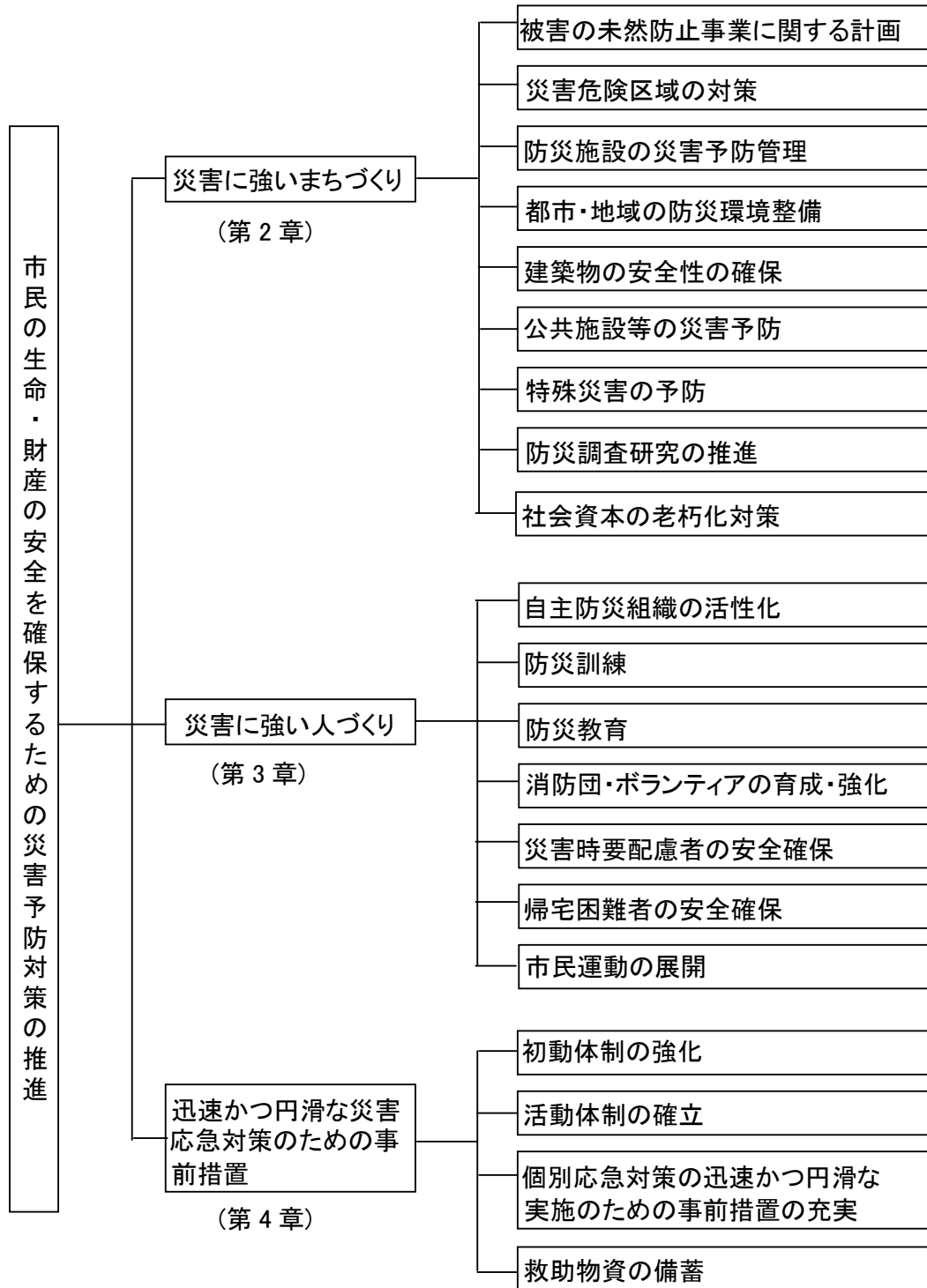
3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報広聴体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防計画の体系

第2章から第4章に示す災害予防計画の体系は、以下のとおりである。

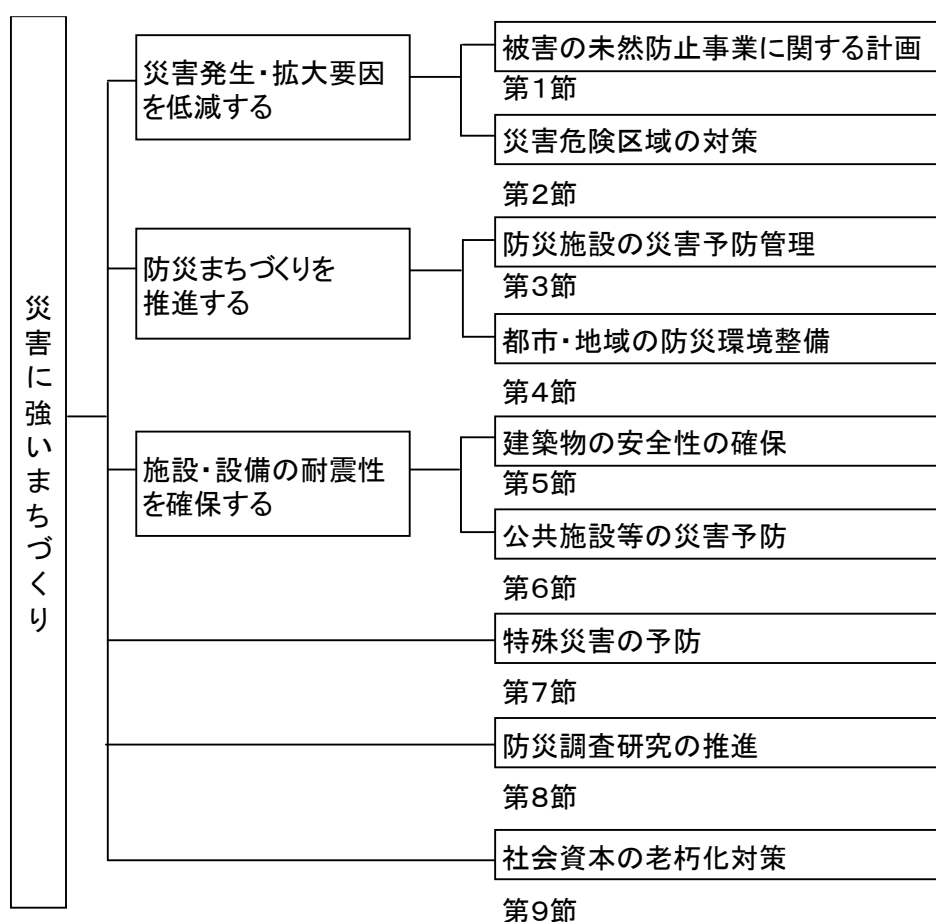


第2章 災害に強いまちづくりのための計画

【災害に強いまちづくりのための計画の基本的な考え方】

「災害に強いまちづくりのための計画」とは、地震災害を防止し、又は地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路、砂防その他公共施設の維持管理を適正に行うとともに、国、県と連携を図り治山事業、治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の市土保全事業、都市の防災対策事業及び道路の地震対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、特殊災害の予防、地震防災緊急事業5箇年計画及び防災調査研究の推進とあわせて、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりのための計画を、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業に関する計画

地震等から市土を保全し市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施する。

被害を未然に防止するための防災事業は、おおむね以下のように区分される。

- 河川事業、道路事業、農業農村整備事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良など液状化の対策
- 土砂災害防止としての治山事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進
- 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地解消としての土地区画整理事業、市街地再開発事業などの検討
- 情報通信網確保としての電線共同溝の整備
- 市長が指定する避難地・避難路の整備

1 地盤災害防止事業（都市整備課、土木課、農業振興課、上下水道局）

(1) 地盤災害防止事業の基本方針

地震による液状化等の被害は、地盤特性、地形及び地質に大きく左右され、低地部等の砂質地盤において液状化が懸念される。

液状化対策としては、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などによる対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるためには、上記構造物の新設時に、法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

(2) 地盤災害防止事業の実施

地盤災害を念頭にした市内の市街地開発、産業用地の整備並びに地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

ア 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、新設の際に所要の対策を実施し、必要に応じて構造物の補強対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。

2 土砂災害防止事業（都市整備課、土木課、林業振興課、関係機関）

(1) 土砂災害防止事業の基本方針

日田市は、地形・地質・気候条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

日田市の土砂災害防止事業の状況等は、日田市地域防災計画「風水害等対策編」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示しているとおりである。崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害危険箇所や砂防指定河川を中心に施設整備の推進

を図っているが、引き続き整備の促進に努め、地震に伴う災害防止対策を推進する。また、宅地造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

(2) 土砂災害防止事業の実施

- ア 避難地、避難路、都市間を結ぶ重要交通網を考慮した土砂災害防止対策を実施する。
- イ 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて事業を計画的・系統的に実施できるよう関係機関と連携を図り、災害に備える。
- ウ 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続してもらい、危険性の高いところから事業を計画的に実施できるよう関係機関と連携を図る。
- エ 大分県、日田市において危険箇所の公表・周知を促すとともに、点検・補強事業等及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について、関係機関と協力の下、必要な範囲での支援を行う。
- オ その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。

3 河川災害防止事業（土木課、都市整備課、関係機関）

(1) 河川災害防止事業の基本方針

従来、市内の河川法（昭和39 法律第167 号）適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されているが、通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、必要に応じて、関係機関と連携のもと河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を行う。

(2) 河川災害防止事業の実施

- ア 堤防の耐震対策必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、関係機関と連携のもと事業を行うものとする。
- イ 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を関係機関と連携のもと促進するものとする。

4 道路整備事業（土木課、都市整備課、農業振興課、林業振興課、関係機関）

(1) 道路整備事業の基本方針

道路は、市民の生活と産業活動の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を発揮する。特に、風水害に比較して地震災害は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。

(2) 道路整備事業の実施

地震災害を念頭にした今後の道路整備事業は、以下の事業を実施する。

- ア 大地震による広域幹線道路の寸断が経済活動、市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、必要な代替ルートが可能となるよう幹線市道等の重要な路線を最優先として整備するものとする。

イ 地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの整備を実施する。また、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

ウ 道路網が脆弱な地域で災害が発生した場合、集落の孤立を招き、住民生活に深刻な影響が及ぶおそれがあるため、特定の集落に至る唯一の道路（「生命線道路」）においては、幅員が狭小、極端な急勾配・急カーブなど、交通に支障がある区間の改良や落石対策などの防災対策を実施する。

エ 避難地、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮するものとする。

5 農地防災事業の促進（農業振興課）

(1) 農地防災事業の基本方針

これまで、市では洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するための用排水路等の施設整備に努めてきた。

地震時には、液状化をはじめとする地盤災害、ため池等の決壊による農地や家屋、公共施設等の被害が発生する。これに対して、地震対策として、農地防災事業についても計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

(2) 農地防災事業の実施

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、用排水路等の施設の点検、整備を引き続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与える恐れがあるため池を防災重点農業用ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点農業用ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

(3) 防災水利整備事業の実施

地震等の緊急時に消防水利・生活水利の代替として、水路、ため池等の農業用水の効果的な利用を図るため農業水利施設の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

第2節 災害危険区域の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等（以下「災害危険区域」という）における対策は、この節で定めるところによって実施する。

市は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（日田市地域防災計画「風水害編」に示す山地災害危険地区等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域）や、本章第8節「防災調査研究の推進」に示す今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊、その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、災害危険区域関係住民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

第3節 防災施設の災害予防管理

地震による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、この節の定めるところによって実施する。地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害とは異なる

ため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防計画を定めるものとする。

- 1 地震時水害防止施設の予防管理（土木課、都市整備課、上下水道局、農業振興課、林業振興課）
 - (1) 地震時水害防止施設の予防管理の基本方針
地震災害時の河川堤防の決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とする。
 - (2) 地震時水害防止施設の予防管理の実施
国、県、市等水防管理団体相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各管理施設の維持管理に努める。
- 2 斜面崩壊防止施設の予防管理（土木建築部土木課、農業振興課、林業振興課）
 - (1) 土砂災害崩壊防止施設の予防管理の基本方針
地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備等により災害要因を除去するなどの整備を図る。
 - (2) 土砂災害防止施設の予防管理の実施
斜面災害危険箇所の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れたら、ただちに関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。

第4節 都市・地域の防災環境整備

都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。地震に強いまちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

- 1 防災的土地利用の推進（防災・危機管理課、都市整備課、土木課、上下水道局）
 - (1) 防災的土地利用に関する事業の基本方針
地震災害の発生を前提にした土地利用の推進に関する事業の一部として、土地区画整理事業や市街地再開発事業が実施されている。地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。
 - ア 土地区画整理・市街地の再開発
既成市街地及び周辺地域においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業を行う場合は、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消に努めるほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。
 - イ 新規開発に伴う指導・誘導
新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。
 - (2) 防災的土地利用に関する事業の実施
 - ア 土地区画整理事業・市街地の再開発
新たに土地区画整理事業・市街地の再開発を実施する場合には、災害に強い安全性の高いまちづくりの計画的推進を行う。

イ 新規開発に伴う指導・誘導

危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ウ 所有者不明土地法に基づく措置の活用

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2 都市の防災構造化（防災・危機管理課、都市整備課、土木課、建築住宅課、上下水道局）

(1) 都市の防災構造化に関する基本方針

道路、公園、河川、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山間部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を関係機関との連携のもと推進する。

ウ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

都市計画公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、必要に応じて学校等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ 電線共同溝等の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、都市・地域生活の根幹をなす電線類（電力線・電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。このため、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝の整備が有効である。

オ 防災拠点の確保・整備

市街地の公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備し、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄場所等としての機能や平常時の研修や訓練の場としての整備を図る。

3 地震火災の予防

(防災・危機管理課、都市整備課、土木課、建築住宅課、上下水道局、日田消防署)

(1) 地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提にした事業として、今後予想される大規模地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、都市の耐火性の向上を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

ア 建築物や公共施設の耐火性向上の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の耐火性の向上が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの耐火性向上を推進することができる。土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。

イ 消火活動困難地域の解消

密集市街地の耐火性能向上事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進により、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して密集市街地の延焼対策や緑地化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な住環境の形成を図る。

エ その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、密集市街地の耐火性向上を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

ア 防火、準防火地域等の指定

防火地域、準防火地域並びに建築基準法第22条の指定について、都市計画の基本的な構想の中で見直しを検討する。

イ 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

第5節 建築物等の安全性の確保

建築物の災害予防施策に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の的確な施行により、公共施設及び一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定により、県が定める災害危険区域への住宅等の建築制限を行う。

新設の管路施設については、マンホールと管きよとの接合部における可とう性継手の設置等を推進し、下水の流下機能を確保する。

処理場については、耐震化等の機能向上も考慮した「下水道長寿命化計画」を策定し、その計画に基づき改築を実施していく。

1 公共施設の安全性確保(建築住宅課、教育総務課、社会教育課)

(1) 公共施設に関する事業の基本方針

市の施設をはじめ、医療機関、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

(2) 公共施設に関する事業の実施

市は、所管施設について、以下の対策を講ずるものとする。

ア 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

イ 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

ウ 非常用電源設備等の整備

再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電（最低3日間）が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。

2 一般建築物の耐震性確保（建築住宅課）

(1) 一般建築物に関する事業の基本方針

ア 住宅を始め、要配慮者に係る社旗福祉施設、医療機関、不特定多数の者が利用する病院や集会場、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性確保の促進に努める。

イ 地震発生時に通行を確保すべきである「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化の促進に努める。

(2) 一般建築物に関する事業の実施

ア 耐震性の確保

個人、施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震アドバイザーの派遣や耐震診断、改修を促進するための助成等を実施する。

イ 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等の促進に努める。

3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保（文化財保護課）

(1) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。

(2) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

第6節 公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節

の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

1 上・下水道施設の災害予防（上下水道局）

(1) 上・下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

(2) 上・下水道施設の災害予防事業の実施

ア 上水道

各水道事業者における水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化を推進する。

イ 下水道

新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐震性及び耐浪性を確保する。また、既設下水道施設については、耐震性及び耐浪性の向上を図るために、地震時において下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な整備目標を設定し、耐震化・耐浪化の促進に努める。

ウ 工業用水道

各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、社団法人日本工業用水協会制定の「工業用水道施設設計指針・解説」等によって施設の耐震化の促進に努める。また、供給機能が麻痺した時の経済的影響の大きさにかんがみ、給水ネットワークの再構築や非常用発電設備の整備等を推進する。

2 電力施設の災害予防（電力事業者）

(1) 電力施設災害予防事業の基本方針

地震災害に伴う電力施設被害の防止について、恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、地震による被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずるものとする。

(2) 電力施設災害予防事業の実施

ア 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

イ 発電設備

電気施設の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）や日本電気技術規格委員会規格（J E S C）等に基づいて設計を行う。

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第50号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、ダム・堰施設技術基準

(案) (国土交通省、社団法人ダム・堰施設技術協会) 及びダム設計基準 (日本大ダム会議) 等により行う。

ウ 送配電設備

(ア) 架空電線路

耐震設計は、電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成9年通商産業省省令第52条) や日本電気技術規格委員会規格 (J E S C) 等に基づいて設計を行う。

(イ) 地中電線路 油槽架台の耐震設計は、建築基準法により行う。

エ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、日本電気技術規格委員会規格 (J E S C) 等により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

オ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

カ 電気・通信線路等の地中化

架空線は、地震による二次的被害 (火災) に比較的弱く、都市・地域生活の根幹をなす電力の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害が生じにくい、電線共同溝などによる地中化が有効である。

3 ガス施設の災害予防 (大分県 L P ガス協会)

(1) ガス施設災害予防事業の基本方針

ガス施設災害予防の基本方針は、常日頃から災害が発生した場合にも対処できるよう備えておくとともに、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止を図るため、これに必要な体制、設備対策計画、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行うものとする。

(2) ガス施設災害予防事業の実施

ア 体制の整備等

(ア) 体制の整備

地震発生時には、二次災害の防止及び円滑な復旧体制の確立の観点から、体制を機動的なものに整備するとともに、地震時措置要領等の整備を行う。

(イ) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

(ウ) 緊急対策、復旧対策

地震災害の被害情報の収集、初動体制、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに、緊急措置ブロックの形成を推進する。

(エ) 支援体制

地震被害の程度によって、復旧対策のための応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

イ ガス施設の災害を防止するための措置の実施

(ア) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を考慮して整備する。

各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

(イ) 導管関係設備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

導管のうち、新設導管については、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。また、特に高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

ウ 需要家への啓発対策

平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

4 通信施設の災害予防（西日本電信電話株式会社）

- (1) 災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するために、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

ア 電気通信設備等の信頼性向上

耐水、耐震、耐火構造化等の推進

イ 電気通信システムの信頼性向上対策

- (ア) 主要伝送路の多ルート化・ループ化
- (イ) 主要中継交換機の分散設置
- (ウ) 通信ケーブル地中化の推進
- (エ) 大都市におけるとう道（共同溝を含む）網の構築
- (オ) 電気通信設備に対する予備電源の確保
- (カ) 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）

ウ 重要通信の確保

- (ア) 重要通信に関するデータベースの整備
- (イ) 災害等時のトラヒックコントロール

- (2) 災害対策用機器及び車両の整備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 非常用無線装置

ウ 非常用伝送装置

エ 非常用電源装置

オ 応急ケーブル

カ その他の応急復旧用諸装置

- (3) 災害対策用資材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

ア 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

ウ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え、食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

エ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災関係機関の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

(4) 防災演習

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を実施する。なお、県・市等が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

ア 災害予報及び警報の伝達

イ 非常招集

ウ 災害時における通信そ通確保

エ 各種災害対策用機器の操作

オ 電気通信設備等の災害応急復旧

カ 消防及び水防

キ 避難及び救護

5 携帯通信施設災害予防

(株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

通信施設災害予防事業の基本方針

通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。

6 道路施設の災害予防（土木建築部都市整備課・土木課）

(1) 道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化や耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

(2) 道路施設災害予防事業の実施

ア 国・県・市

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

(ア) 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土について道路防災点検」を実施し、この結果に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について

て対策工事を実施する。

(イ) 橋梁の整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査を実施し調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

(ウ) トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を実施する。

(エ) 横断歩道橋の整備

地震災害発生時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋の点検調査を実施し、補修等の対策を行う。

イ 西日本高速道路株式会社

(ア) 西日本高速道路株式会社が管理する道路については、パトロール等により、道路状況を点検・調査し、各部の損傷に備え、必要な予防措置を講ずる。

(イ) 地震災害発生時に備え、運転者の減速・停止措置等の安全運転の心得を広報しておくとともに、情報板による「通行止」、「速度規制」、「走行注意」等の表示、状況把握、応急復旧等の活動内容・方法についても周知しておく。

(ウ) 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努める。

7 緊急輸送道路ネットワーク計画（都市整備課、土木課）

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために、県が進める「緊急輸送を確保するために必要な道路」（以下「緊急輸送道路」という）のネットワーク計画（以下「大分県緊急輸送道路ネットワーク計画」）の策定に向けての協議に参加、協力を行う。

緊急輸送道路は、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要となる。このため、ネットワークとしての機能確保と多重化、代替性の確保に留意して策定した「大分県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進する。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地と地方中心都市相互の連絡、隣接する地方中心都市相互の連絡および、県庁所在地・地方中心都市と重要港湾・空港等を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、災害医療拠点、ヘリポート、自衛隊等）を連絡する道路

8 鉄道施設の災害予防（九州旅客鉄道株式会社）

(1) 鉄道施設の災害予防事業の基本方針

鉄道施設は、地震災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されている。

今後、地震災害に際して鉄道施設に被害が生じた場合、著しい活動障害となることが想定されるため、施設の耐震化を進め、以下の方法により災害予防の一層の向上に努めるものとする。

(2) 鉄道施設災害予防事業の実施

ア 施設、設備の耐震性確保

建造物の設計は、建造物設計標準（九州旅客鉄道株式会社）により、耐震性を確保する。

イ 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておく。

ウ 避難誘導体制等の周知

(ア) 事故、災害発生時、駅においては、改札口等旅客の見やすい箇所に、旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

(イ) 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

エ 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

第7節 特殊災害の予防

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。地震災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、移動についての災害防止対策は、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 危険物災害予防対策（日田玖珠広域消防組合消防本部日田消防署）

(1) 最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量が急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。

(2) 製造所等の維持管理の指導

市が規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

ア 位置、製造及び設備の維持管理状況

イ 消火設備、警報設備の保守管理状況

ウ 危険物の貯蔵及び取扱状況

エ 危険物取扱者の立会状況

(3) 危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めるなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

(4) 危険物の保安管理指導

市は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- ア 少量危険物、準危険物に関する届出等の励行
- イ 危険物（少量、準危険物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ウ 休業、廃止の届出の励行
- エ 製造所保安管理体制の確立
- オ 危険物取扱者立会の励行
- カ 危険物保安管理体制の確立
- (5) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導
製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。
 - ア 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付として改修期限の誓約書の提出）
 - イ 消防機関の立入検査の強化
 - ウ 現地指導による整備計画の推進
 - エ 誠意のない者に対しては、業務の停止命令等の行政処分

2 火薬類の保安対策（日田玖珠広域消防組合消防本部日田消防署）

- (1) 火薬類製造所等の維持管理の指導
 - ア 火薬類取締法（昭和25 年法律第149 号）に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため製造施設の構造、位置、設備及び製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、もしくは製造されているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る。
 - イ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を促進する。
 - ウ 火薬類の製造業者、販売業者に対し、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育・訓練等を従業員に行うよう指導する。
 - エ 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物は、その維持管理の遵守を指導する。

3 高圧ガス保安対策（日田玖珠広域消防組合消防本部日田消防署）

- (1) 高圧ガスに係る保安は、法による規制に加えて、事業者の自主保安による確保に努める。
 - ア 各事業者は、高圧ガス保安法（昭和26 年法律第204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42 年法律第149 号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。
 - イ 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
 - ウ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。
- (2) (1)の対策のほか、地震災害に関して次の対策を行うものとする。
 - ア 液化石油ガス消費者保安対策
地震災害を防止し、軽減するためには、L P ガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生

時の対応、応急、復旧体制を予め整備し、災害発生時には有効に機能させるため次のことに取り組む。

- (ア) 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。
- (イ) 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施。
- (ウ) 販売事業者に対し、法令に基づくLPガス設備等の耐震性向上のため、必要な設備の整備を促進する。
- (エ) 業界の保安団体による地震防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。

イ コンビナート事業所保安体制の確立

高圧ガス保安法に基づく危害予防規程に地震防災規程、初動体制の整備等を指導して、保安を確保するよう指導するほか、大分県石油コンビナート等防災計画による。

ウ 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

エ 国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を推進する。

第8節 防災調査研究の推進（総務課、防災・危機管理課、防災関係機関）

市が実施すべき地震防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この計画節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

市内の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第9節 社会資本の老朽化対策（日田市、関係各機関）

日田市及び関係機関は、老朽化した社会資本について長寿化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3章 災害に強い人づくりのための計画

【災害に強い人づくりのための計画の基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、市・防災関係機関・公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民に防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市・消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの計画節の体系図を以下に図示する。



第1節 自主防災組織の活性化

1 自主防災組織の必要性

地震に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

・自主防災組織の主な活動

災害時の状況		災害時の状況	
発生前	災害発生	○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 資機材等の整備 ○ 災害危険箇所、要配慮者の把握等	
		○ 自身と家族の安全確保 ○ 近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等)	
発生直後	～災害発生直後～	○ 安否や被害についての情報収集 ○ 救助活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 避難誘導活動 ○ 要配慮者の避難支援	
		○ 避難所運営 ○ 日田市及び関係機関への情報伝達 ○ 関係機関等への協力要請 ○ 物資需要の把握、要請、配分 ○ 炊き出し等の給食・給水活動 ○ 防除対策 ○ 避難中の自警(防犯)活動 ○ 要配慮者への配慮 ○ ボランティア活動のニーズ把握	
数時間後	地域で援助活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となる。		
数日後	行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出、救護、給食、給水等を実施する時期となる。また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。 (地域や災害規模により、外部の支援時期は異なる。)		

2 日田市の現状と課題

日田市における自主防災組織の数は令和3年4月1日時点で257組織、組織組織率は100%であり、大分県内でも高い組織率となっているが、防災訓練の実施等の取り組みは低調であり、今後とも組織活動の活性化が課題である。

3 自主防災組織の果たす役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

住民の防災意識の向上を図るには、防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取り組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。また、避難所の運営に自主

第2部 災害予防計画 第3章 災害に強い人づくりのための計画

防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。そのため、市は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。

(3) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。また、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行うことで、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るとともに、小中学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。さらには、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所になっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(4) 防災教育

自主防災組織は市の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

(5) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、日田市福祉部局や社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、民生委員児童委員、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営の在り方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけあい、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(6) 率先避難と声かけ

東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

(7) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取り組みを促進する。

4 市の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を県と連携して推進する。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（地域防災リーダー）の育成・強化

- ・防災士養成研修の実施
- ・防災士スキルアップ研修の実施
- ・防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

(2) 自主防災組織における防災啓発の促進

- ・防災アドバイザー派遣の実施
- ・地震体験車や防災VR（バーチャルリアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用

(3) 自主防災組織が活動ノウハウを取得するための支援

- ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
 - ・避難・救助活動具購入への支援
- 5 地域における避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の要配慮者を支援するためには、地域ごとに災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるので、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。

なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

第2節 防災訓練

市及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、地震災害に備えた防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等災害時要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。
- 感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

1 訓練想定の基本

各種の防災訓練における想定地震は、第1部第4章第1節で想定する地震・地震動とする。

2 合同防災訓練の実施

市は防災関係機関との連携のもと、地震災害時の防災体制の万全を期するため合同防災訓練を実施するものとする。

合同防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 地震情報の情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、緊急救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

第2部 災害予防計画 第3章 災害に強い人づくりのための計画

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実践的な訓練を実施すること。

3 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害を防止するため、自主防災組織等とともに防災訓練を実施する。災害に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努めるものとする。

(1) 住民等の防災訓練

市及び防災関係機関は、住民に対して、平時から避難地、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

(2) 教育施設での防災訓練

市は、学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して災害に対する避難方法等を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動時における対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

(3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第3章 災害に強い人づくりのための計画

4 各種防災訓練（例）

(1) 地震対応訓練（図上）

訓練名		内 容
図上訓練	訓練実施計画の策定訓練	防災担当者に、効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけさせるため、担当者自身に訓練計画を企画立案させる訓練。 複数の防災関係機関が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。
	情報収集・集約訓練	進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。
	広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練	地区ごとの被災状況の大小、緊急輸送路その他道路の被災状況等の条件を付与し、どこに、どの経路で応援部隊を受け入れるのか、また、どこから、どの経路で派遣するのか等を参加者に判断させるロールプレイング方式の訓練。
	民間企業・ボランティア等の活用訓練	各種被害の状況、民間企業の職種、ボランティアの経歴・特技等の条件を付与した上で、参加者に各現場への的確な人員配置を行わせるロールプレイング方式の訓練。
	避難所運営訓練	参加者が避難所運営委員という立場で、生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の管理、土足厳禁、飲酒）、場所の設定（喫煙、携帯電話使用）、水・物資の管理、トイレの管理、ごみ処理等のルール作り、その他必要事項についての検討を行う図上訓練。 なお、実施に当たりHUG（避難所運営ゲーム）などの利用も有効。
	孤立可能性地域の想定訓練	崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある山間部の集落等を抽出した上で、地震災害発生時の通信手段、救急・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきことなどをシミュレートする訓練（図上演習）（具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、医療関係者等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい）
	通学路実態把握のための訓練	児童・生徒が居住区ごとに班を編成（同じ通学路を使う者）し、それぞれの班単位で通学路周辺における地震時の危険予想箇所（家屋・塀倒壊、崖崩れ）及び緊急避難場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練（検討後の集団下校実施訓練及び訓練後の再検討も重要）
	ヘリコプター運用による救出訓練	山間部における地震による道路遮断等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）

日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第3章 災害に強い人づくりのための計画

(地震対応訓練図上つづき)

訓練名		内 容
図上（実働）訓練	市街地（家屋密集地域）における避難路検討訓練	隣保班単位で避難場所への経路実態に沿った道路閉塞箇所（火災・家屋倒壊・液状化等を原因とする閉塞）を想定し、種々の避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。
	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練	急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊危険箇所の崩壊及びそのおそれらを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練 ※ 検討後の実働による検証も重要
	住宅・工場等が混在する地域における避難場所等検討訓練	地震後の工場有毒ガス漏出等を想定し、住民・事業者が共同で緊急避難場所等を風向きごとに検討する訓練 ※ 検討後の実働による避難（誘導）訓練及びその検証も重要
	安否確認・情報伝達訓練	地震直後を想定し、自治会の班長が各戸を回り、班員の安否確認を実施。各戸では付与された想定（負傷者・要救助者の有無、状態、ライフラインの状況等）を班長に伝え、班長は地区責任者を通じて、もしくは直接に、消防等に必要な情報を伝達する訓練。
	負傷者の救出・搬送訓練	倒壊家屋からの救出等を想定しての各種機材（自動車用ジャッキ、バール、ハンマー、ロープ、チェーンソー、ノコギリ、スコップ、消火器等）の取扱い訓練。 更に竹竿・毛布で簡易担架を作り、救出した負傷者を搬送する訓練。

日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第3章 災害に強い人づくりのための計画

(2) 地震対応訓練（実働）

訓練名		内 容
実働訓練	ヘリコプター運用による救出等訓練	山間部における地震による道路遮断等を想定した、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。
	教育施設における訓練	理科の実験や家庭科の実習など火を使った授業をしているときなどに行う抜き打ち訓練。
	医療施設、福祉施設相互の避難（受入れ）訓練	複数の医療施設・福祉施設間で、災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の避難（受入れ）・患者等搬送訓練 複数施設間で連携することにより、受け入れ先の分散が可能となる
	避難所における避難者名簿作成訓練	事前に避難者名簿用の必要事項記入メモを準備しておき、避難訓練等の機会を利用し、参加者に実際に記入してもらったうえで、避難所管理の職員等がその内容をパソコン入力する訓練。
	避難所における生活支援訓練・物資集積拠点における配送訓練	段ボール等を活用したプライバシー確保のための区分けや避難者の正確な把握等を行う避難所開設訓練。 ペットボトル・ポリ袋・段ボール・新聞紙・ブルーシート等を活用した、給食・給水・入浴等をスムーズに行うための訓練。 避難者のニーズを把握し、これによって得た支援物資を的確に配分・搬送し、有効活用するための訓練。

第3節 防災教育

1 目 標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。

東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。

このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通して本市の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

ア 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や対応マニュアルの整備、市の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実状を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

ア 幼 児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの人に伝えることができるようにする。

イ 小学生

(ア) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(イ) 中学年

災害に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ウ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動

第2部 災害予防計画 第3章 災害に強い人づくりのための計画

ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。
さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。

さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

エ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。

さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。

オ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア 大分県における地震・津波の歴史

イ 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

エ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

オ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

カ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

キ 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭った場合を想定し、保護者等との連携を図りながら、地域における避難場所等について理解させることが必要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学

校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震に地震災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

ア 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 一般市民に対する防災教育

市防災担当部署は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施するとともに、防災関係機関が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実状に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

災害による人的被害をなくすためには、市民一人一人が、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ア 地震・津波に関する知識

イ 正確な情報入手の方法

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

オ 平素から住民が実施しうる応急手当、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策

カ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 自主防災組織に対する防災教育

市防災担当部署は、関係機関と連携のもと講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

(4) 防災上重要な施設における防災教育

日田消防署は、市や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(5) 各種団体等に対する防災教育

日田消防署は、市や防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。また、日本赤十字社大分県支部は、市や防災関係機関と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うものとする。

ア 避難生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」

イ 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」

ウ 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持出品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

(6) 防災対策要員（市職員等）に対する防災教育

市職員等のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、市職員等に対して、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

ア 地震・津波に関する知識

イ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(7) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(8) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第4節 消防団及びボランティアの育成、強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化に関しては、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成、強化（総務課、防災・危機管理課、日田消防署）

(1) 消防団の育成、強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成、強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成、強化策の推進

市は、以下の観点から消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置付けられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを推進する。

イ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への入団を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ウ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員分団制度」を推進する。

エ 資機材、訓練等の充実

大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組を推進する。

2 事業所の自主防災体制の充実

(1) 多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

ア 防災訓練、消火設備等の維持管理

イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ウ 防災要員の配備

エ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

(2) 災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活か

したきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する。「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。また、大分県社会福祉協議会及び日田市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市社会福祉協議会職員や市職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。

なお、大分県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人など

② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における要配慮者対策

(防災・危機管理課、社会福祉課、長寿福祉課、公共的団体、自主防災組織)

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

ア 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」(H25.8月(R3.5月改定内閣府))を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。

イ 市は市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものになるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

エ 市は、避難支援等に関わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本にの同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

カ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に関わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

キ 県生活環境部防災局防災対策企画課及び福祉保健部福祉保健企画課は、市における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、支援支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。

ク 県福祉保健部健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課、こども・家庭支援課、障害福祉課は、市が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。

ケ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。また、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実状に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

(3) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、要配慮者に対し

て円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。

さらに、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、平常時は介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

市は、要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別な機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

4 福祉避難所の指定目標の設定

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圈等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水等について、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。また、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。また、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策

(社会福祉課、長寿福祉課、こども未来課、防災・危機管理課、社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織)

(1) 組織体制の整備

ア 福祉保健部各課室は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

イ 市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

エ 福祉保健部各課室は、市内の社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

(2) 防災設備等の整備

ア 福祉保健部各課室は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を推進する。

3 要配慮者対策における市民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

(1) 災害発生による食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。

(2) 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあつては、速やかに応援を要請すること。

(3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。

(4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における市町村の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被

災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保（観光課、観光施設管理者、自主防災組織）

(1) 基本方針

市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が地震災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

(2) 実施内容

市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

ア 市は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。

イ 市及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。

ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

6 外国人の安全確保

（企画課、防災・危機管理課、市民課交通安全係、各公共的団体、自主防災組織）

(1) 基本方針

市は、国際化の進展に伴い、市内に居住し、又は来市する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(2) 実施内容

市及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

ア 市は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

イ 市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。

ウ 市は、地震災害時に市内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。

エ 市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第6節 避難行動要支援者の避難支援対策

1 避難支援等関係者となる者

以下に掲げる機関について、要支援者の避難支援等関係者として、災害時の支援活動、日頃の見守り活動及びその他支援に関する活動を実施する。

(1) 自治会（自主防災組織を含む。）

(2) 民生委員・児童委員

(3) 日田警察署

日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第3章 災害に強い人づくりのための計画

- (4) 日田消防署
- (5) 日田市消防団
- (6) 日田市社会福祉協議会
- (7) 地域包括支援センター
- (8) 市役所関係部局（防災担当部局、福祉担当部局等）

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下に掲げる者で生活の基盤が自宅に狩る方のうち、災害発生時において、災害情報の入手が困難な者や、自力では避難することができない者について、避難行動要支援者として名簿を作成する。

- (1) 身体障害者のうち、肢体不自由の障害の程度が1級から3級まで、又は、視覚障害者若しくは聴覚障害の程度が1級若しくは2級の者
- (2) 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者
- (3) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- (4) 要介護認定3以上の高齢者
- (5) 認知症高齢者のうち、その日常生活自立度の程度がⅡa以上の者
- (6) 日田市災害時要援護者台帳登録者
- (7) 上記以外の者でも、自治会、民生委員・児童委員等が支援の必要を認めた者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1) 名簿項目

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 個人情報の入手方法

本市における避難行動要支援者情報の把握については、原則として避難行動要支援者による避難支援の申し出を基本とするほか、市が保有する避難行動要支援者に関する情報をもとに、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員等との連携により、日頃の地域活動等を通じて避難行動要支援者情報の把握を行う。

4 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に実施するため、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、最新の情報に保つ。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

(1) 名簿情報の提供

市は、災害時等における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者に係る情報を、次に掲げる避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、提供する個人情報は、

第2部 災害予防計画 第3章 災害に強い人づくりのための計画

原則として、提供することについて本人の同意が得られたものに限る。

- ア 自治会（自主防災組織を含む。）
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 日田警察署
- エ 日田消防署
- オ 日田市消防団
- カ 日田市社会福祉協議会
- キ 地域包括支援センター
- ク その他避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 市が求める措置及び市が講ずる措置

- ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の要介護認定区分や避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ウ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- エ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定する。

6 要配慮が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

- ア 市は災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、地域防災計画に定めた高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準を参考に、災害時において適時適切に発令する。
- イ 避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- ウ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

(2) 多様な手段のかつようによる情報伝達

＜情報伝達手段＞

- ア 防災行政無線の活用
- イ 防災ラジオの活用
- ウ ホームページの活用
- エ ファクシミリの活用
- オ 携帯電話メール（災害情報配信サービスの活用）
- カ 放送事業者への情報提供
- キ 広報車、消防団等による広報
- ク 地域ぐるみの情報伝達等

7 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等

について理解してもらう。（避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、状況によってはそれが難しい局面があることを理解してもらう。）

基本的に班単位による、「集団避難（要支援者を含む。）」の実施を徹底することにより、お互いに安全確保に留意しながら避難する。

第7節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保（防災・危機管理課、地域振興課、交通機関、事業所、学校）

市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の流通備蓄を含めた備蓄場所の把握を行う。

地域振興課は、帰宅困難者対策についてＪＲ等の交通機関と連携を行う。

2 市民、事業所・学校等への啓発（防災・危機管理課）

(1) 市民への啓発

市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

(2) 事業所への要請

市は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。また、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第8節 地域ごとの個別計画の策定

1 個別計画の策定

個別計画の策定については、関係者（自治会・民生委員・児童委員等）が中心になって、要支援者本人と避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。

2 個別計画の更新

個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。なお、情報の更新は、避難支援者等の協力を得て行う。

3 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布を受けた者以外が閲覧することのないようにするとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、

十分配慮する。

第9節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生する恐れのある危険箇所、指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 市民は、災害の発生に備え、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実状に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、市町村等において推進する。

以下において、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

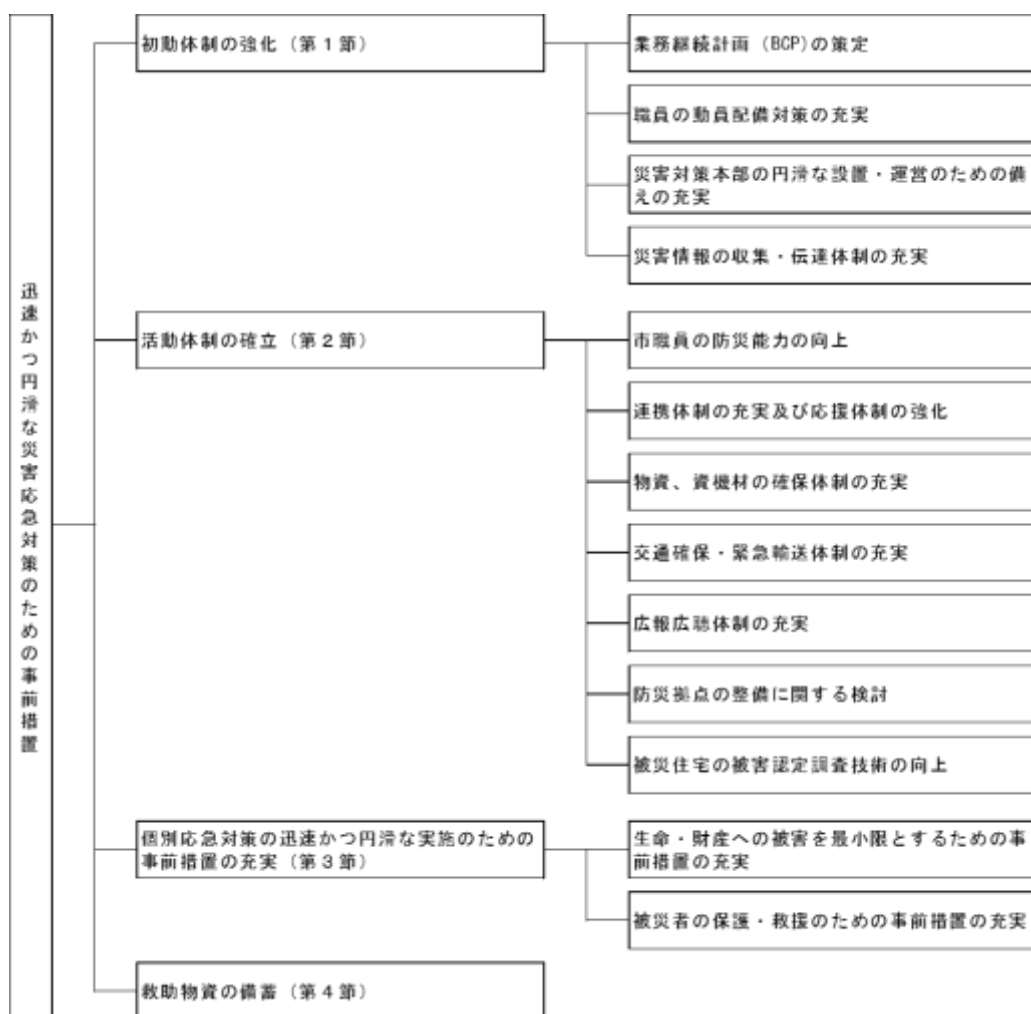
1 市

- (1) 日田市防災会議は、日田市地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、日田市の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、第2節の活動体制の確立に準じた措置を講じる。

2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの体系を以下に図示する。



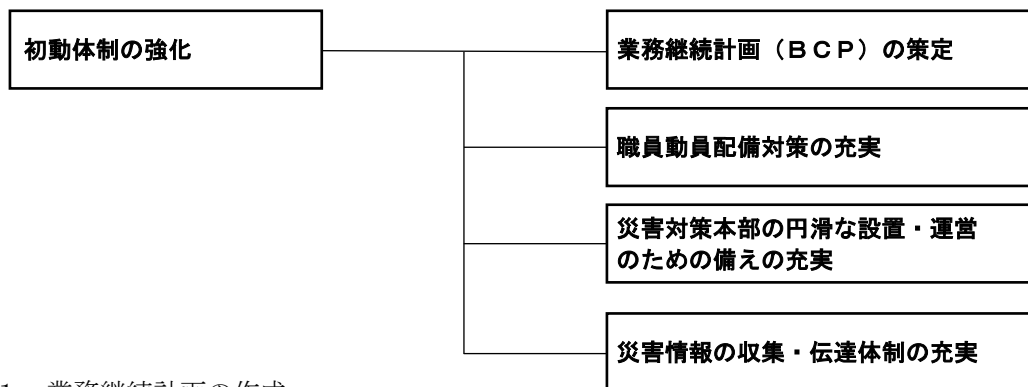
日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1節 初動体制の強化（総務企画部総務課、防災・危機管理課）

市は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を素早く把握し、所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。



1 業務継続計画の作成

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（行動プラン）を策定する。

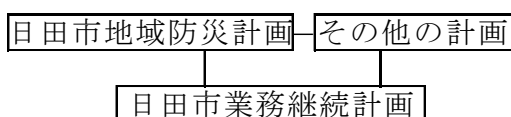
この業務継続計画は、災害時における必要最低限の市役所機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

2 受援計画の作成

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

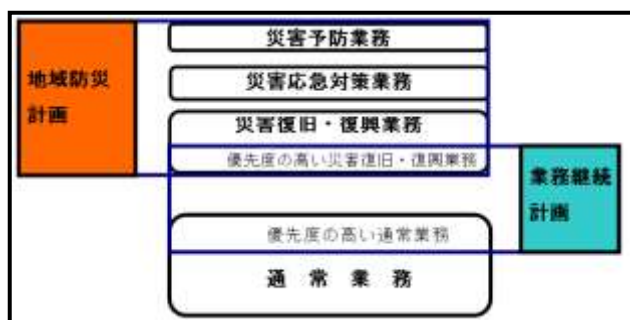
また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。

○非常時における各計画の構成



※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに最低限度の行政サービスに支障が生じないよう、必要な備えを行うもの。

○地域防災計画と業務継続計画



日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

3 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震の場合、市内一円で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな揺れを記録していることもある。そのような場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に応呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

(2) 職員参集・安否確認システムの導入

迅速な動員配置を行うため、職員全員を登録し、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する詳細な情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムを活用する。

(3) 庁舎内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁舎内執務室等の安全確保を徹底する。

(4) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認するよう努める。

4 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎の耐震診断

災害対策本部、支部災害対策本部の設置予定庁舎の耐震診断を順次行う。

なお、耐震診断の結果等をふまえ、市本庁の災害対策本部の中核機能が損なわれる事態が想定される場合、必要により第二の本部機能を有する防災センター（災害時には情報収集・分析及び物資の集積・備蓄機能等の拠点として機能し、平常時には訓練や研修の場として活用する。）の整備についても検討する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、最低3日間、推奨1週間分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

5 災害情報の収集・伝達体制の充実

(1) 情報機器の整備と通信手段の多様化

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(2) 震度計の設置

地震による被害発生の可能性を最初に覚知する方法は、震度の把握である。現在、市内には気象庁所管の震度計等が設置されているが、これに加え大分県震度情報ネットワークシステムにより、市役所本庁及び各振興局に震度計が設置され、震度が地震発生後速やかに把握できるシステムが構築されている。

(3) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

ア 防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話、衛星通信等の移動通信機器の充実

イ 防災行政無線の設置箇所や端末局の増加、最新機器への更新

ウ 防災関係機関の相互間の通信を確保するための防災相互通信用無線局の整備

(4) 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

ア Lアラートによる迅速な災害情報の発信を行う。

イ 市ホームページ、防災ラジオによる迅速な災害情報の発信を行う。

ウ 市民向け防災メールの登録を促進する。（ひた防災メール）

エ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）の活用。

オ ツイッター、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。

カ 民間通信事業者との災害時の協力体制を構築する。

キ アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。

ク 災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

ケ 広報機材搭載（広報車）車両の充実

(5) I P 電話に係る停電対策

I P 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(6) 被災地における通信連絡手段の確保

被災地における防災行政無線等が使用不能となった場合には、次のような対応により被災地との通信手段を確保する。

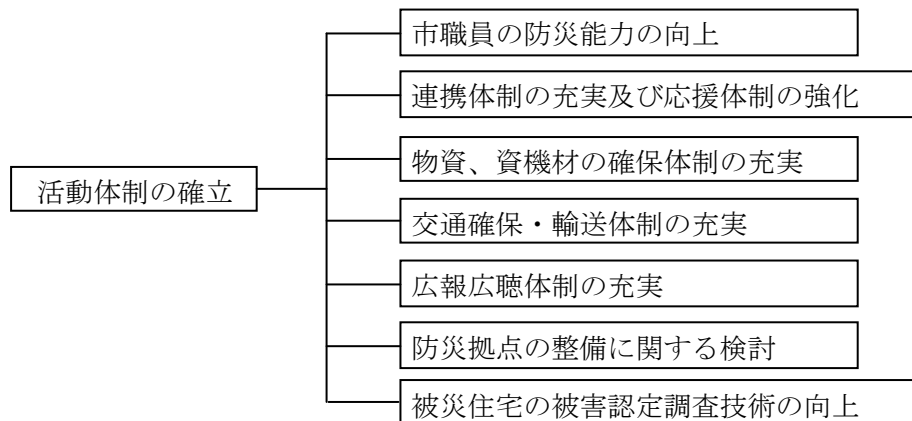
ア 道路の寸断等により孤立した地区に対しては、市及び県等が保有する衛星電話を活用するとともに、衛星通信によるインターネット機器の整備・活用に努める。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。

イ 総務省九州総合通信局や通信事業者等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。

第2節 活動体制の確立

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



1 市職員の防災能力の向上(防災・危機管理課)

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質の向上を図る。

(2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

(3) 市職員の育成

職員は、市の防災業務の要の職であり、災害発生時には迅速、的確な活動が求められる。

このため、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。また、防災担当職員は、防災に関する職員研修等の開催に努め、他地域の災害に関する情報収集結果に基づく勉強会などの開催を行う。

ア 国・県等の実施する防災研修会等に積極的に職員を派遣する。

イ 被災した市町村への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。

ウ 災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員活動計画の参考とする。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化(防災・危機管理課)

地域の防災関係機関・団体等の連携強化を図るため、関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図る。また、土木・建築職などの技術職員が不足した場合、県からの中長期的な技術職員の派遣要請を調整し、技術職員の確保に努めるとともに、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、以下の対策を講じるものとする。

第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、緊急消防援助隊の受援計画に記載している消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に準じて、平素から訓練等を通じて周知を図る。併せて、常備消防については、隣接する他県市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。

(2) 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化する。

イ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人日田市社会福祉協議会、社団法人大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行う。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公立施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している消防本部管内の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市役所ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

3 物資、資機材の確保体制の充実（防災・危機管理課、商工労政課）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市は自治会単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

- イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- エ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進
- オ 市立施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 生活用品の確保体制の充実

食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品（以下生活用品という）については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発
- イ 市における食料、水、生活用品の備蓄促進
- ウ 大手取扱業者(大型小売店舗、生活協同組合、問屋等)との協定等締結の促進
- エ 公的備蓄ネットワーク(市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体)の構築(応援協定)

(4) 水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、資料編水防用備蓄資材一覧表の基準により備蓄に努める。また、毎年おおむね5月末日を目標にその管理する備蓄資機材の品名数量等を点検し、不足分の追加補充等その整備を図る。

4 交通確保・緊急輸送体制の充実(防災・危機管理課、都市整備課、土木課、関係機関)

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 輸送拠点(緊急輸送基地)の選定

輸送拠点(緊急輸送基地)を選定し、県等からの物資を集積し、避難所への輸送拠点とする。

なお、地形等の理由から、隣接市町村の輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

(2) 緊急輸送道路の整備等

ア 緊急輸送道路の見直し

土木建築部等は、第2節4において、輸送拠点(緊急輸送基地)を選定した後、緊急輸送道路(地震編第2部第2章第6節)輸送拠点に接続するよう、必要に応じ緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを図る。

イ 道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

ウ 道路情報板等の整備

道路管理者は道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、

日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

必要に応じて、道路情報板等の整備を推進して行く。また、道路の被害状況把握のため監視カメラの整備に努める。

(3) 臨時ヘリポートの確保

地域等が孤立した場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、平常時から臨時ヘリポートの開設が可能な場所の把握を行っておく。

5 広報広聴体制の充実（防災・危機管理課、企画課、情報統計課、社会福祉課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルールの整備

報道機関を通じて、市からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

(2) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に市からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(3) インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に市役所ホームページやK C V、X（旧ツイッター）、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

ア 市役所ホームページによる迅速な災害情報発信を行う。

イ ひた防災メール及び県民安全・安心メールの登録を促進する。

ウ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）の内容周知を行う。

エ X（旧ツイッター）、フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を促進する。

オ 発電機等の非常電源を確立する。

カ おおいた防災アプリの利用を促進する。

(4) 広報車による情報伝達

消防団等との連携を図り、広報車（消防車）を利用した、情報提供体制を確立する。

(5) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 防災拠点の整備に関する検討（防災・危機管理課、都市整備課）

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要があるこれらの機能を有する、都市公園等の整備を推進していく。

7 被災住宅の被害認定調査技術の向上（税務課、建築住宅課）

被害調査については、早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑公正な被害調査が求められるため、県が定期的に開催する住宅被害調査研修会等へ積極的に参加し、被害調査技術の向上に努

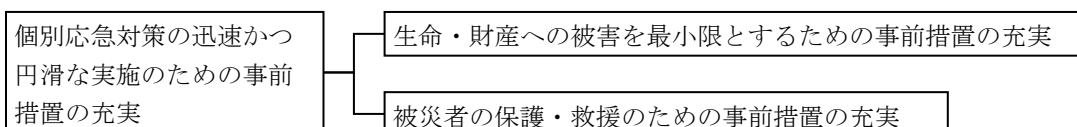
日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

める。また、り災証明書の迅速な発効に向けて「被災者台帳システム」により、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築をめざす。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

（防災・危機管理課、企画課、観光課、社会福祉課、長寿福祉課、こども未来課、健康保険課、建築住宅課、教育総務課、関係各課）

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震の余震による被害をより効果的に防止するためには、余震情報に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。

市は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、地震に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（市ホームページや、SNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の強化を図る。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ウ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

エ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進

オ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び防災マップの作成

(3) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよ

第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

う、以下の対策を推進していくこととする。

ア 県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

イ 県による自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の補助制度の活用

(4) 救急医療対策の充実

ア 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 病院の耐震化

(イ) 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等

(ウ) 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施

(エ) 災害派遣医療チーム（大分DMA T）の出動要請の確保・充実

(オ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの指定及び災害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事にかかわる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

(カ) 初動期を念頭においた緊急医薬品等の確保対策

(キ) 医療救護班（日本赤十字大分県支部、郡市医師会、大分県歯科医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMA Tが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する緊急救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

(ク) 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事にかかわる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

(ケ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害・救急医療情報システム」（EM I S）を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施

(コ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空機搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備

イ 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制の充実に努めるものとする。

(5) 消防対策の充実

同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 消防本部、自衛隊との合同消火訓練の促進（総合防災訓練に含む）

イ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設・設備の整備拡充

ウ 県による自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助制度の活用

(6) 建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民の安全を確保す

日田市地域防災計画 地震編

第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

るため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(7) 宅地の危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(8) 各種情報システム・データの適切な保全

市民生活に密接に関連するものや各種行政関係事務に係る情報システム・データについて、被害を最小限に抑えるため、情報セキュリティ対策基準等に沿った適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に行うものとする。また、遠隔地における各種データの保全整備の検討を行うものとする。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

(防災・危機管理課、福祉保健部各課室、教育総務課、学校教育課、学校給食課、文化財保護課)
被災者に対してきめ細やかな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を考慮する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するためには、次の点を考慮する。

ア 無線設備の整備

イ 教職員の役割の事前規定

ウ 調理場等の調理機能の強化

エ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化

オ シャワー設備の整備（プール用も含む）

カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進

ク トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制を支援する。さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 食料、水、被服寝具等の生活必需品の備蓄

大規模災害に対応できるよう備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、住宅関係団体と協定の締結を図る。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。

(9) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

(10) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで、熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を行う等、全市町村で統一した運用を図る。

日田市地域防災計画 地震編
第2部 災害予防計画 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第4節 救助物資の備蓄

市は、東日本大震災などの大災害を踏まえ、市外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

市が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、県の「災害時備蓄物資等に関する基本方針」及び「日田市備蓄計画」によるものとする。

また、孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。（応急資料－15）